

このたびは、ご提出いただきました陳情に関し、6月議会での取扱いについてのご連絡が遅くなり、また、陳情をご提出いただく際の説明にも不十分な点があつたことをお詫び申し上げます。

あらためまして今回の陳情の6月議会での取扱いについてご説明申し上げます。

今回の陳情につきましては、松江市議会で定めている「請願・陳情処理要綱」の中の「裁判等で係争中の事件又は捜査中の犯罪事件に関するもの」に該当するため、「全議員配付にとどめるものとする」という取扱いとなり、委員会に付託しての審査については行わないものでございます。

これは、提出のあった陳情書につきましては、受理し、全議員に配付するのみであり、委員会付託をしての審査は行いませんが、陳情の趣旨に賛同する議員があれば、同趣旨の意見書(案)を議員提出議案として議会に提出されることも考えられるという取扱いでございます。

本来は、陳情書を提出していただいた後に、速やかに係争中の案件であることに気付き、こうした取扱いとなることをご説明しなければならなかつたところでございますが、議会開会の直前によくご連絡を差し上げることとなり、誠に申し訳ございませんでした。

なお、「請願・陳情処理要綱」において裁判等で係争中の事件について、一律にこうした取扱いとすることを定めておりますのは、裁判等で係争中の事件については、判断が司法の手に委ねられているものであり、司法権の独立を侵害するおそれがある場合もあり得るため、その段階において市議会としての結論を出すことは、なじまないとの考え方もあるからでございます。

また、今回各会派にもご説明をされたということを伺っておりますが、その中で趣旨に賛同された方があつて、紹介議員になろうという方があれば、地方自治法に定められております「請願」という方法で、改めて同趣旨のものをご提出いただくことができます。この場合は、委員会に付託しての審査を行つた後、本会議において採択又は不採択の審査結果を出すこととなります。

このたびは、説明不足と事務局で内容の確認に時間がかかつたため、森様には様々なお手数を掛けていただきこととなり、心よりお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月18日

森 昌義 様

松江市議会事務局長 角 清 司



## 請願・陳情処理要綱

この要綱は、請願の受理及び処理等について、会議規則に定めるものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (1) 請願書の提出

- ① 請願書は議長に提出する。
- ② 請願者が複数の場合は代表者を明らかにしておく。
- ③ 現地調査が必要と思われるものについては、位置図を添付する。

### (2) 請願書の受理

- ① 請願書は、直ちに議長に供覧し、請願受理簿に記載する。
- ② 請願は受け付けた順に番号を付する。
- ③ 受理した請願は、議会に付議されるまでの間、事務局において保管する。
- ④ 郵送で提出された場合も同じ扱いとする。

### (3) 請願書の写しの配付について

定例会開会日の2日前午前10時までに受理した請願書は、その写しを速やかに議員全員に配付する。

### (4) 請願の委員会付託

- ① 請願は通常、定例会において所管委員会に付託する。
- ② 請願は、定例会開会日の2日前午前10時までに受理したものとし、その後定例会最終日の2日前午前10時までに受理したものは、定例会最終日に委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。ただし、真に緊急性のあるものについては、議長の判断により、議会運営委員会に諮るものとする。

### (5) 請願の審査

- ① 請願の審査基準は、採択・不採択のみとし、一部採択・趣旨採択は行わない。
- ② 議員任期中に審査結果が出ない場合は審議未了として処理する。
- ③ 議決後の請願審査結果については、議長名で請願者に通知する。

### (6) 請願の取り下げ

- ① 請願を取り下げようとする場合は、紹介議員の同意を得た後、提出者が署名又は記名押印の上、請願取下げ願を議長に提出する。
- ② 請願の取り下げについては、議長の決裁を受け、委員会付託後の場合は議会の承認を得る。
- ③ 議員が紹介の取り消しをしようとする場合は、前各号の例による。

### (7) 陳情書の処理について

- ① 議長が必要があると認める陳情書は、請願書の例により処理するものとする。
- ② 議長において、陳情書の内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、受理又は全議員配付にとどめるものとする。
  - 1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
  - 2) 個人のプライバシーを侵害する恐れがあるもの。

- 3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させる恐れがあるもの。
- 4) 裁判等で係争中の事件又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- 5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの。
- 6) 市の職員に対して、懲戒又は分限等の処分を求めるもの。
- 7) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの。
- 8) 市の権限に属さないもの。
- 9) 結論を得てからおおむね1年を経過していない請願・陳情と同一の趣旨のもので、状況の変化が認められないもの。
- 10) すでに願意が達成されているもの又は達成されようとしているもの。
- 11) 県外から郵送で提出されたもの。

③ 議長がその取り扱いについて判断しがたいものは、議会運営委員会の意見を聞くものとする。